

# **常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域 見直し等検討会報告書（答申）**

---

～児童がより良い環境で学校生活を送るために～

**常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会  
平成25年4月**

## 目 次

はじめに .....	2
1 現状と課題 .....	3
2 検討結果 .....	4
3 参考意見 .....	9

### <参考資料>

(1) 常滑東小学校・常滑西小学校区地図(第5案) .....	11
(2) 検討内容の経過 .....	12
(3) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会設置要綱	13
(4) 検討会委員名簿 .....	15

## はじめに

私たちの住む常滑市は、平成 17 年の中部国際空港（セントレア）の開港に向けて土地区画整理事業による優良住宅地の造成を進めてきました。その結果、減少傾向であった人口は増加に転じ、伸び率も全国上位を占めるようになりました。特に、常滑地区東部丘陵地で進められた常滑地区ニュータウン整理事業によって生み出された飛香台地区の人口増加は著しく、この地区を通学区域（学校区）とする常滑東小学校は、住宅地分譲の進捗とともに児童数が急増しています。さらに、今後も増加が続き、近い将来、児童数 1,000 人を超えるマンモス校になると予測されます。一方、同じ常滑地区にある常滑西小学校は、児童数の減少によりクラス替えのできない 1 学級の学年が生じています。今後、こうした両校の規模の不均衡はさらに広がると思われます。

マンモス校の問題点は、子ども一人ひとりに教員の目が届きにくく、十分な指導ができないことや多人数の中で一人ひとりの活躍の場が制約されることがあります。

また、小規模校（1 学級の学年がある学校）の問題点は、少人数で学校生活を送る中で子どもの間に序列が生まれ、それが 6 年間継続することや学級対抗行事ができないため、お互いの競争心が育ちにくいことがあります。

同じ地区にある二つの小学校の児童・学級数の不均衡を是正し、将来それぞれの学校で起こるであろう問題を回避するため、昭和 55 年度から続いてきた両校の学校区の見直しなどを行う必要があります。特に常滑東小学校は、教室が不足することが見込まれ、早急な対応を迫られる事態になっています。

こうした事態を解決するため、両学校区の子どもに関係ある方々にお集まりいただき「常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会」を設置し、両校の児童がより良い環境のもとで学校生活を送ることができるよう検討を進めてきました。

検討会委員の皆様は、子どもたちの親であり、自分の孫のことであり、また母校のこともありますので、それぞれの考えをお持ちでしたが、こうして検討会の報告書としてまとめることができましたことは、委員の皆様が「地域の中に学校がある」という共通の思いに至った結果であると感謝いたしております。

学校区を変更することは、通学する子どもたち、保護者の方々、また地域の方々にとって大きな変化となりますので、教育委員会はこの報告書の検討結果を真摯に受け止め、明日の常滑を担う子どもたちを始め地域の方々にとりまして最適な施策を推進されますよう、切に要望します。

平成 25 年 4 月 25 日

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会

会長 久田孝寛

## 1 現状と課題

近年の常滑地区東部の常滑地区ニュータウン整理事業により、この地区を学校区とする常滑東小学校の児童・学級数が急増している。一方、旧市街地を学校区とする常滑西小学校は、児童・学級数が減少している。学校間の不均衡の傾向はさらに広がることが予測され、常滑東小学校では教室が不足することが懸念される。

こうした現状を踏まえ、両校の規模の不均衡を緩和し、子どもたちがより良い環境で学校生活が送れるようにすることが急を要する課題となっている。

昭和 54 年度以前の常滑地区の小学校は、常滑小学校 1 校で運営していたが、昭和 54 年度には児童数 1,857 人 46 学級のマンモス校になり、昭和 55 年度から常滑東小学校と常滑西小学校に分割されて現在に至っている。

分割当時（昭和 55 年度）の規模は、常滑東小学校が児童数 727 人 20 学級、常滑西小学校が児童数 1,024 人 25 学級であった。その後、梶間土地区画整理事業や現在施工中の常滑地区ニュータウン整理事業により、常滑東部地区の人口が増加し、児童数の逆転現象が生じた。さらに近年は、少子化の進行と飛香台地区の住宅地分譲の進捗により、児童数格差が広がっている。

表1 常滑地区小学校の児童・学級数の推移 （※特別支援学級 2 学級を含む）

区分		S 5 4	区分		S 5 5	H元	H 1 0	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
常滑小	児童数	1,857	常滑	児童数	727	507	463	533	564	610	616	688	728
			東小	学級数	20	16	15	20	20	21	20	23	25
	学級数	46	常滑	児童数	1,024	550	458	422	403	385	360	322	313
			西小	学級数	25	17	15	15	14	13	14	13	13

表2 住民基本台帳による児童・学級数の見込み （※特別支援学級 2 学級を含む）

区分		H26	H27	H28	H29	H30
常滑東小	児童数	765	822	898	966	1,020
	学級数	26	27	29	30	32
常滑西小	児童数	301	299	298	287	310
	学級数	13	13	13	13	14

H25.2.1 現在の住民基本台帳から試算

平成 10 年から始まった常滑地区ニュータウン整理事業は、西地区・東地区を合わせて、計画人口 5,000 人、計画戸数 1,650 戸であるが、平成 25 年 2 月 1 日現在で、飛香台の人口は 2,405 人、世帯数は 814 世帯である。計画人口、計画戸数に対する進捗率は、人口が 48.1%、戸数が 49.3% である。

飛香台に住所を有する小学生は、135 人であり、小学生が占める割合は 5.6% となって

いる。また、0歳から12歳の児童数は760人である。飛香台の人口、戸数とともに計画の約50%の進捗率であるので、今後、飛香台の転入児童は増加すると推測される。

常滑東小学校の校区である飛香台の転入児童を加えると両校の児童数の差はさらに広がり、常滑東小学校は児童数1,000人、学級数30学級を超えるマンモス校になることが予想される。

飛香台の転入児童の増加（社会増）を見込んで、常滑東小学校の児童数と学級数を推測すると次のようになる。

**表3 住民基本台帳に飛香台の社会増を合算した児童・学級数の見込み**

区分	H26	H27	H28	H29	H30
常滑東小	児童数	789	870	970	1,062
	学級数	27	28	30	33

（※特別支援学級2学級を含む）

#### ◆常滑東小学校・常滑西小学校の普通教室数の見込み

##### (1) 常滑東小学校

- 平成24年度において通常学級と特別支援学級合わせて23学級あり、普通教室23教室で学校運営しているが、今後、児童数の増加に伴い少人数学級や更衣室を普通教室に転用して対応しなければならない。しかし、転用可能な教室は6教室であり、現状では28年度には普通教室が不足することになる。

##### (2) 常滑西小学校

- 分割前の常滑小学校時代は、学級数が46学級であったので、教室数としてはかなり余裕があるが、校舎自体が老朽化しているので、普通教室として使用するには、大規模な改修が必要になる。
- 比較的少ない費用で普通教室へ転用可能な教室としては、本館3階の5年ルームと6年ルーム、北館3階の学習室1・2・3の5教室がある。

## 2 検討結果

「常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会」では、昨年10月に教育委員会が常滑東小学校と常滑西小学校の保護者を対象に開催した説明会において、保護者の皆さんから出された次の課題について、検討を行った。

- (1) 学校区の見直しと実施時期
- (2) 学校区の見直しに係る特例措置
- (3) 両校の交流のあり方
- (4) 通学路と通学方法
- (5) 見直しに伴う保護者負担の軽減
- (6) 常滑西小学校の防災対策

## (1) 学校区の見直しと実施時期

- ・住宅地開発に伴う児童数増加による常滑東小学校のマンモス校化と少子化に伴う児童数減少による常滑西小学校の小規模校化という両校の規模の不均衡を是正することは必要である。特に常滑東小学校のマンモス校化は、児童の学習・生活環境にとって好ましいものではなく、早急に解決するよう要望する。
- ・常滑東小学校の児童数の増加への対応は、校舎の増築という方法も考えられるが、この方法では常滑東小学校のマンモス校化を助長することになり、得策ではないと考える。
- ・常滑東小学校のマンモス校化を回避し、両校の不均衡を是正する方法として、校区の見直しを行わざるを得ないと考える。
- ・校区の見直しは、現在の常滑東小学校区の児童に常滑西小学校へ転校していただく必要がある。
- ・“常滑東小学校のマンモス校化の回避と常滑西小学校の適正規模の維持”及び“行政区と校区をできる限り同じにすることが望ましい”との二つの基本方針のもとで、具体的にどのように校区を見直したらよいかについて、次のいくつかの案を検討した。

第1案 常滑東小学校区内の奥条区と山方区を同時に常滑西小学校区に変更する。

第2案 国道247号の東側を常滑東小学校区とし、西側を常滑西小学校区とする。ただし、常滑東小学校、常滑西小学校ともに瀬木区内にあるため、国道247号の西側の千代ヶ丘、瀬木町は常滑東小学校区であることを変えない。

第3案 飛香台地区を二分割し、西地区（飛香台1・2・3・7・8丁目）を常滑西小学校区に、東地区（飛香台4・5・6丁目）を常滑東小学校区にする。

第4案 第1案の奥条区と山方区を常滑西小学校区に変更するとともに、常滑東小学校区である北条区のうち国道247号より西側の錦町、原松町、陶郷町、千代ヶ丘を常滑西小学校区に変更する。

第5案 第4案の奥条区、山方区、北条区の国道247号より西側地区に加えて、北条区の国道247号より東側の小森、萱苅口、脇田口、長間、斧口、広内を常滑西小学校区に変更する。

- ・平成31年度以降の飛香台児童の増加傾向が明らかではないが、現時点で、計画世帯数の約50%であることを考えると今後も増加することが見込まれる。何度も校区を見直すことは好ましいことではないので、平成30年度において両校の児童数・学級数の差が小さくなる第5案が良いと考えられる。
- ・実施時期としては、早急の対応が必要なので、平成26年度から実施できるように準備をするよう要望する。

表4 第5案による常滑東小学校と常滑西小学校の児童・学級数

奥条区・山方区の全部と北条区の国道247号より西側（錦町、原松町、陶郷町、千代ヶ丘）と東側（小森、萱苅口、脇田口、長間、斧口、広内）を常滑西小学校校区へ変更

常滑東小学校		H26	H27	H28	H29	H30
見直し前	児童数	765	822	898	966	1,020
	学級数	26	27	29	30	32
見直し対象区域（奥条・山方）	児童数 -	324	304	294	284	276
北条区内の247号より西側地域	児童数 -	59	62	58	56	49
北条区内の247号より東側地域	児童数 -	44	45	46	50	52
飛香台増加見込	児童数 +	24	48	72	96	120
見直し後	児童数	362	459	572	672	763
	学級数	16	17	21	23	25

常滑西小学校		H26	H27	H28	H29	H30
見直し前	児童数	301	299	298	287	310
	学級数	13	13	13	13	14
見直し対象区域（奥条・山方）	児童数 +	324	304	294	284	276
北条区内の247号より西側地域	児童数 +	59	62	58	56	49
北条区内の247号より東側地域	児童数 +	44	45	46	50	52
見直し後	児童数	728	710	696	677	687
	学級数	24	24	23	22	22

<参考> 学校規模によるメリット・デメリット（文部科学省）

※小学校の場合

大規模化		小規模化	
メリット	デメリット	メリット	デメリット
集団の中で、多様な考え方方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じ、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	全教職員による各児童一人ひとりの把握が難しくなりやすい。	児童の一人ひとりに目標とどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	集団の中で、多様な考え方方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくく。
運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 児童数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	学校行事や部活動等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。	学校行事や部活動等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 児童数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。

## (2) 学校区の見直しに係る特例措置

校区を見直すにあたり、次の三つの特例措置について検討した。

### ①特定地域選択制の導入について

今回の見直しで、常滑西小学校区へ変更にならない常滑東小学校区の児童が常滑西小学校への通学を希望すれば常滑西小学校も選択できるというこの制度は、昨年10月の教育委員会の見直し案で提案があったが、第5案の実施により両校の規模の不均衡の是正には有効な手段とならないので、導入は見合わせるのが良い。

### ②学区外通学\*の申請について

今回の見直しで、常滑東小学校区から常滑西小学校区へ変更になる児童で、いじめや不登校などの心配で常滑西小学校へは転校できない児童については、常滑東小学校への学区外通学を認めるよう要望する。

### ③6年生とその兄弟姉妹への対応について

見直しにより、常滑東小学校から常滑西小学校へ転校になる6年生について、6年間の一大イベントの修学旅行に、今までの友達と一緒に行くことを希望する児童のため

\* 学区外通学とは、住所によって指定された小・中学校に通学するのではなく、児童・生徒の特別の事情を保護者が申し立て、指定された学校以外へ通学することをいいます。

に、見直し実施の初年度に限り、6年生とその兄弟姉妹は、希望により常滑東小学校へ学区外通学を認めるよう要望する。

### (3) 両校の交流のあり方

学校区の見直しによる常滑東小学校から常滑西小学校への転校がスムーズにできるよう両校の児童、保護者それに教員が交流できる機会を設け、お互いに理解を深めることあると考える。

具体的には、合同の運動会や球技大会の開催などスポーツ面での交流やキャンプなど校外学習での交流を図るよう要望する。また、常滑東小学校の児童・保護者による常滑西小学校の学習発表会の見学や日曜学級への参加、両校の学級だよりの交換などで理解を深めることができるよう要望する。常滑東小学校の保護者が、いつでも常滑西小学校の様子を見学できるような体制をつくるよう要望する。

常滑東小学校の教員が、児童と一緒に常滑西小学校へ異動できるように要望する。

また、学校区見直し後は、教員やスクールカウンセラーが児童を注意深く見守り、早期の対応に努めるよう要望する。

### (4) 通学路と通学方法

学校区の見直しにより常滑東小学校から常滑西小学校へ転校になる北条区の児童及び奥条区、山方区の児童の通学路は、検討会が提案する図を参考に常滑西小学校において、児童の安全を第一に考えて設定していただくよう要望する。

また、通学方法についても児童が安全に登下校できる方法を常滑西小学校において設定するよう要望する。特に低学年の児童の登下校の方法について配慮していただくようお願いする。

### (5) 見直しに伴う保護者負担の軽減

学校区の見直しにより常滑東小学校から常滑西小学校へ転校になる児童の体操服、通学用帽子、学用品などの買い替え費用を市が補助できるよう要望する。また、大曾地区から常滑西小学校へ通学することになる児童のバス通学費補助を行うよう要望する。

### (6) 常滑西小学校の防災対策

標高が高い常滑東小学校から低い常滑西小学校へ転校することになる児童の津波被害への不安を軽減するために、津波警報等発令時には常滑西小学校児童は南館4階へ避難をするが、さらに校舎屋上に避難できるよう屋上手すりの補強工事を行うよう要望する。

また、大規模災害発生時に学校に留まることになる児童用食料の備蓄を検討するよう要望する。

### 3 参考意見

- ・常滑西小学校は校舎が古くて怖いというイメージがあるので、鬼崎南小学校の図書館のように名古屋芸術大学生にお願いし、明るいイメージにしてもらえば、転校しやすくなるのではないか。特に女子トイレや更衣室は怖くて汚いというイメージがあるので、検討をお願いする。
- ・常滑東小学校も常滑西小学校も瀬木区にあることが問題を複雑にしている。常滑中学校を常滑東小学校へ、常滑東小学校を常滑中学校に戻したらどうか。また、旧常滑高校の活用はできないかという意見がある。
- ・常滑東小学校の方が近いのに、なぜ常滑西小学校に転校しなければならないのかという疑問を持つ児童もいるので、学校区境界近くの児童も常滑東小学校を選択できるようにする考えもあるのではないか。
- ・学校区を変更して常滑西小学校区になっても、常滑東小学校に隣接するエリアの児童は常滑東小学校も選択できるようにする考え方もあると思う。
- ・第5案が良いと思うが、今後の飛香台の増加を考えると飛香台1丁目も常滑西小学校区とするなどして、両校の人数のバランスをとることも考えられる。
- ・常滑東小学校は、25年度25クラスになるが、子どもにとって良い環境とはいえない。2校のアンバランスのは正というより、常滑東小学校のキャパシティを超えないように配慮することを最優先にすることが求められる。
- ・第5案が理想だが、北条区の県営古千代住宅のエリアも常滑西小学校区という意見もある。
- ・北条区の北古千代、南古千代、奥夏敷も常滑西小学校区にという意見もあるが、この地区は常滑東小学校が目の前にあるので、反対である。
- ・見直し後の常滑東小学校は、飛香台の保護者が多くのPTA役員になるので、これまでの常滑東小学校PTAの流れを知っている人がいなくなり、不安を持つ人がいる。
- ・大曾地区児童のバス通学費補助について、長峰～山方橋間を補助すれば、大曾～山方橋間もということになり、收拾がつかなくなる。バス通学補助を行うなら学用品補助を増やすなどした方がよい。
- ・大曾地区児童のバス通学補助は必要ない。かじま台から常滑西小学校までの通学距離は変わらないので長峰バス停留所で降りて、学校まで歩けば良い。
- ・大曾～長峰間をバス補助し、長峰～山方橋までは徒歩で行けばよい。
- ・1年前に行革により大曾～長峰間の補助を廃止したのに、学校区の見直しにより長峰～山方橋間だけ補助を行うというのは、おかしな話である。

- ・常滑西小学校校舎の実情を検討会委員に視察していただく機会を設けたらどうか。
- ・常滑西小学校の児童が増えると、学校行事等の時の駐車場の問題が出てくる。保護者も児童と一緒に歩いて、通学路の点検を行うようにすればよい。

<参考資料>

(1) 常滑東小学校・常滑西小学校校区地図(第5案)



(2) 検討内容の経過

回	月　日	検　討　内　容　の　概　要
1	1月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会議の持ち方と今後のスケジュール</li> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の児童数等の現況と課題について</li> <li>・教育委員会の見直し案について</li> </ul>
2	1月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の現状認識について</li> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域(学校区)見直しについて</li> </ul>
3	2月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回検討会での意見・質問等について</li> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域(学校区)見直しについて</li> </ul>
4	2月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域(学校区)見直しについて</li> </ul>
5	3月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域(学校区)見直しについて</li> <li>・特例措置について</li> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の交流のあり方について</li> </ul>
6	3月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域(学校区)見直しについて</li> <li>・通学路について</li> </ul>
7	4月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(答申)のとりまとめ</li> </ul>

### (3) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会設置要綱

(設置)

第1条 住宅地開発と少子化に伴い生じている常滑市立常滑東小学校及び常滑西小学校の児童数、学級数の不均衡を是正し、児童がより良い環境で学校生活が送れるよう通学区域の見直し等を行うため、常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域に関すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、通学区域の見直し等に必要な事項に関すること。

(報告)

第3条 検討会は、前条各号に掲げる検討結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 検討会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 常滑東小学校及び常滑西小学校のPTA代表
- (3) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある幼・保育園母親の会代表
- (4) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある子ども会育成会代表
- (5) 常滑地区6区の各代表
- (6) 常滑地区青少年問題連絡協議会代表
- (7) 常滑地区子どもを守る会代表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第7条 検討会に会長及び副会長1人を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が検討会

に諮詢して定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(4) 検討会委員名簿 (委嘱期間：平成 25 年 1 月 10 日～平成 26 年 3 月 31 日)

No	氏名	住所	所属等	備考
1	久田 孝寛	西阿野字半月	学識経験者	会長
2	川畑 博之	錦町	常滑東小学校 P T A 会長	
3	田中 朱根	字広内	常滑東小学校 P T A 母親代表	
4	伊奈 幸洋	新開町	常滑西小学校 P T A 会長	
5	鯉江 紀子	栄町	常滑西小学校 P T A 母親代表	
6	筒井 友美	かじま台	常石保育園母親代表	
7	山本佐恵子	奥条	常滑地区子どもを守る会会長	副会長
8	都築 孝弘	字長峰一ノ切	奥条子ども会育成会会长	
9	土平 栄一	山方町	山方子ども会育成会会长	
10	磯村智恵子	原松町	常滑地区青少年問題連絡協議会会长	
11	渡辺慶太郎	千代ヶ丘	主任児童委員	
12	西本 成子	市場町	とこなめ子育て支援協議会会长	
13	山本 純弘	栄町	北条区の代表	
14	片岡 覚	瀬木町	瀬木区の代表	
15	河井 照明	奥条	奥条区の代表	
16	富澤 公明	市場町	市場区の代表	
17	片山 恵三	白山町	山方区の代表	
18	村上 貴博	保示町	保示区の代表	

※所属等については平成 25 年 1 月 10 日現在のものです。

事務局

No	役職名	氏名	備考
1	教育長	加藤 宣和	
2	教育部長	盛田 昌樹	榎原 直樹 (平成 25 年 4 月～)
3	学校教育課長	渡辺 勉	澤田 勝則 (平成 25 年 4 月～)
4	学校教育課指導主事	小竹 紀夫	
5	学校教育課課長補佐	吉房 照恵	
6	学校教育課主事	稻葉 祐介	
7	学校教育課主事	吉田 博高	平成 25 年 3 月 31 日退職